資料５

計画段階環境配慮書に関する手続の流れとスケジュール（案）

大阪府

住民等

国土交通大臣

関係市町

事業者

送付・意見照会

R6.12.16

送付・意見照会

R6.12.16

送付

R6.12.16

配慮書の作成

45日

以内

諮問R6.12.20

配慮書の公告・縦覧

縦覧期間

R6.12.16から

R7.1.22

環境大臣

意見

環境影響

評価審査会

意見書

提出

R7.1.29まで

答申

90日

以内

送付

申述

関係市町長意見

申述R7.3.14まで

送付

知事意見

申述

国土交通大臣意見

**○審査会のスケジュール（案）**

令和６年12月20日　大阪府環境影響評価審査会（諮問）

令和７年２月下旬　　大阪府環境影響評価審査会（答申）